

令和7年度 第4回 美郷町農業委員会議事録

日時：令和7年7月25日（金）

9：30～10：30

場所：みさと館3階研修室1

農業委員 6人（欠席委員 人）

1. 山田 昇	2. 樋ヶ 隆行	3. 烏田 裕一
4. 西嶋 伸介	5. 大草 美智江	6. 新田 晋太郎

農地利用最適化推進委員 7人（欠席委員 人）

7. 浅原 譲	8. 坪内 博	9. 梅原 富雄
10. 黒川 民次郎	11. 野田 祐司	12. 佐和 克彦
13. 梅田 信雄		

オブザーバー しまね農業振興公社 農地集積相談員 松崎寿昌

事務局 農業委員会 事務局長 吾郷真彦

議事日程

第1 議事録署名委員の指名 樋ヶ隆行委員・烏田裕一委員

第2 議事

議案第1号 農地法第3条について

報告第1号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

第3 その他報告事項

会 長	それでは皆さんおはようございます。先週までは町議選や参議院選挙などでにぎわっていて、町議の方は新しい人が6人出られて、全員当選ということで、また町議会もまたいろいろと変わっていくのではないかと、期待をしているところでございます。参議院の方は自公連立が1議席か2議席が足りないぐらいで、総理大臣がやめるとか何とかでもめておりますけれども、はたしてどうなることか注目されるところでございますけれども。農業政策については自民党しかないと思いますので、しっかりやってもらえればと思います。田の方も周ってみますとほとんどコシヒカリとか。つや姫とかそろっているのかな？うちは遅かったものでようやくはしの方が出たりして。よそとそんなに違うのかな。2週間ぐらい違うような気がするけど。消毒も1回目をされ、真面目にされる方は2回目をぼちぼちされる頃かなと思います。今年はまたカメムシが多いということを新聞などで報じておりますので。イネの、カメムシ？
12番委員	イネカメムシ。
会 長	イネカメムシが去年は多かったけれど、今年はそうでもない？やっぱり多いの？
12番委員	警報は出ています。
会 長	ほんとに。
7番委員	多い方ではないの？
会 長	なんかかすみ何とか。去年それにやられて実が入らなかったというところが結構あったと思うんだが。あれがつくと実がつかないそうですね。普通の分なら汁を吸ってくるくらいで済むんだけど。
7番委員	穂の元の方へ来るんじゃないの？
会 長	あれは実から穂がつかなくなる。
7番委員	穂の元の方へカメムシが悪さをすれば。

会 長	だから被害があったところがあったね。どこかで聞いたような気がしますので。まあ消毒の方は真面目にやりましょう。あとの値段に影響します。今年の植え付けが58万トンぐらい全国では多くなるという話があったけど。どのぐらいの反ひつになるかわからないけれど、島根県はそうでもないみたいで、中山間地は上の方はだんだん米を作る人がいなくなって、自然減の方が多くなるという傾向ではないですかね。条件が悪いところなどは。地域計画などでも話がありましたけれども、来年のことはわからないという話ばかりでしたから、機械が壊れればそれに伴って米作りを止めるというような個人経営の人は、そういうようなところがだんだん多くなってきてくると思いますので、こういった中山間では増産というのはあまり期待できないという話だと思います。水も斐伊川の方では少ないということをおっしゃったので、いくら反ひつを増やしても水がなければ米はできませんので、これから先、雨頼みといいますか、水不足が心配されるところが多々あります。本当に暑い日が続いておりますので、ちょっと30分ぐらい動いたらしんどくなって。昼間は若い人はともかく、年寄りは無理をしない方がいいと思います。皆さん、熱中症に気をつけて、数値表を見計らってやってください。注意してやりましょう。ということで7月の農業委員会の総会を始めたいと思います。今日の議事録証明委員さんは2番委員さんと3番委員さんです。それでは議事の方に入りたいと思います。議案第1号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	皆さんおはようございます。では議事に入らせていただきます。議案第1号「農地法第3条」についてです。資料は2ページ目です。今回2件の申請がありました。 まず1件目、こちらは所有権移転の案件です。所在地は潮村◎◎◎◎他計2筆。登記簿地目及び現況地目はともに畑。面積は合計292㎡です。譲渡人は兵庫県在住の●●●●さん。譲受人は神奈川県在住の○○○○さんです。こちらですが、譲渡人は遠方に住んでおられまして、所有農地の営農は困難ということで、住居と併せて農地を売り渡すということで、譲受人の方はこの度町内に移住する際に●●●●さんの農地を合わせて住宅を購入し農業経営をするということだそうです。 続きまして2件目、こちらは使用貸借権設定の方です。所在地は宮内………。現況地目は畑です。面積は213㎡です。貸主は広島県在

	住の▲▲▲▲さん。借主は宮内在住の△△△△さんです。こちらは所有者は遠方に住んでおられますため、近隣に住んでおられる尾原さんに農地の管理を引き続きしていただくということで申請がありました。 場所ですが1枚はぐってもらいまして資料3ページ目。まず1件の目の潮村の件ですが、写真の上の方に潮の発電所がありまして、その近くに●●●●さんの家がありまして、その方の周辺の農地を購入するということで申請がありました。この緑と黄色で囲んであるところが該当農地です。続いて資料4ページ目、こちらが宮内の案件で、こちらは宮内2の県道と宮内1の方へ上がっていく道との三叉路がありまして、そのすぐ南側に△△△△さんの家がありまして、そのすぐ近くの農地を引き続き△△△△さんが管理をするということです。 現地確認ですが1枚はぐってもらいまして資料5ページ目、潮村の案件ですけど、6番委員さんと10番委員さんに現地確認をしてもらっております。また1枚はぐってもらいまして資料6ページ目、宮内の案件ですが、4番委員さんと7番委員さんに現地確認をしてもらっております。説明は以上です。
会 長	ありがとうございます。このような説明でしたが、皆さんから意見等はございませんか？皆さんわかるかどうかわかりませんが、この2件目の案件だが、1件目は農地法第3条で所有権の移転で従来と同じ内容で、●●●●さんの土地を○○○○さんが購入されるので、当たり前前のやり方だけ。2件目は基盤強化法第19条の関係の利用権設定ということ？
事 務 局	農地法第3条の貸借権の方です。
会 長	農地法第3条というと、所有権の移転だけではなかった？
事 務 局	所有権の移転だけではありません。
会 長	だからこれは5年間の利用権の設定ということ？
事 務 局	まあ広い目で見ると利用権の設定と同じことです。貸し借りなので貸借権となります。

会 長	これはしまね農業振興公社を通さずにやるということ？皆さん、そこら辺のところわかります？なんかピンと来ないんだが。
7 番 委 員	利用権設定をしたということ？
会 長	利用権設定は基盤強化法でやっていた。ここでこのようにはもう議題に挙げないということになったので。利用権設定は基盤強化法第19条で申請があったが。今度はここでは審議しないということになったが。
事 務 局	その基盤強化法の方が今年の3月いっぱいまで法が切れてしまったので。もう相対での契約はできないということになりました。その代わりにしまね農用振興公社を通じての利用権設定か、農地法第3条で貸借権設定をするかです。
会 長	その辺がピンとこないんだ私には。農地法第3条で申請するというの。だから農地法第3条というのに、所有権の設定以外があったかな？第4条は土地を転用する、第5条は第3条と第4条を一緒にするということと解釈していたが。こういうことに使うのかな、第3条は。
事 務 局	貸借権にも使えるということです。
会 長	ちょっとそのあたり皆さんに説明してもらえる？
事 務 局	今まで相対の利用権設定は基盤強化法第19条にて対応しておりました。結局法律も猶予期間があったんですが、3月をもって失効となりました。
7 番 委 員	今までしていた利用権設定はもうできないということ？
事 務 局	今までのような相対ではできないということです。
会 長	4月からはしまね農業振興公社を通じてするということになるから。
7 番 委 員	3月で法が切れるから。しまね農業振興公社を通じて対応する。

事 務 局	今度は促進計画として対応します。
7 番 委 員	その対応も難しいからその代わりに農地法第3条で対応すると。
事 務 局	農地法第3条でも貸借権の設定はできます。これも相対ですよ。農地法第3条の所有権設定と同じように土地の全部事項証明書とかいろいろと提出してもらいます。
7 番 委 員	申請する方法はあるということだね。
事 務 局	ただそこまでお勧めはしないですが。
7 番 委 員	勧めはしないがこのような対応はできると。
事 務 局	まあ地域計画の目標地図で担い手として挙げられた方については、基本しまね農業振興公社を通じて契約しますが、そうでもないこのような面積が少なかったりする場合は、こういうこともできると。
7 番 委 員	地域計画に挙げられている人はしまね農業振興公社を通して契約してくださいよと。
事 務 局	そうです。今3件ほど手続き中です。しまね農業振興公社を通じての契約は。
7 番 委 員	個人的に？
事 務 局	というか、認定農業者の方や1ヘクタール以上の担い手さんなど。
7 番 委 員	申請している？
事 務 局	申請のお願いをしているところです。来月、再来月ぐらいには総会で報告させてもらう予定ですが、まだ途中なので。地域計画に担い手として挙がっていない方は農地法第3条で。特にこの件の所有者さんは、契約をしておいた方がいいと思われまして。事務局としては何もしないよりは。

7 番 委 員	何もなしでやるのもなんだから、ちょっと心配なら農地法第3条で対応すると。
事 務 局	基本は申請してもらうんですが。ただなかなか返事がないというか。毎月利用権設定の契約が切れる2・3カ月前には契約をしている貸し人さんにも受け人さんにも通知を送るんです。それで回答が返ってくれば、申請を勧めているんです。
7 番 委 員	どちらからも返答がなければ契約も切れてしまう。
会 長	だからこのようになったことを私も知らなかったから、皆さんも知らないのではないかと。いまから個人間で利用権が切れた分はこのような対応をするんだな。
事 務 局	こういうこともあるということです。
会 長	しまね農業振興公社を通すということもあるということ？
事 務 局	まあ基本はしまね農業振興公社を通すということで。
会 長	基本だよな。それしかできないと思っていたので。すみません、現地確認の事を聞くのを忘れていたので。この宮内の△△△△さんは何を作っているの？畑でしょ？
4 番 委 員	ネギを作っておられます。
会 長	ネギを作っているの？
7 番 委 員	写真の如くです。上手にやっておられます。家で食べるぐらいを。出荷するわけではないです。借りているんですが、何もなしではあれだから
会 長	この▲▲▲▲さんはこちらにおられない？
7 番 委 員	こちらにおられないです。カーブの上の家におられました。年を取っ

	ておられます。
会 長	△△△△さんは店をやっておられる？
7 番 委 員	そうです。ちょうど三叉路のところの家です
会 長	という説明でした。何か他に意見はありますか？それでは採決を取りたいと思います。議案第1号について、賛成の方の挙手を求めます。 (出席農業委員全員挙手)
会 長	ありがとうございます。議案第1号は承認されました。本日の議案は以上です。続いて報告第1号について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	では報告第1号「農地法第3条の3 相続等による権利移動」についてです。資料は7ページ目です。 今回1件の報告がありました。所在地は千原◎◎◎◎他計3筆。登記簿地目及び現況地目は田。面積は合計2, 634㎡。所有者は千原在住の●●●●さんでしたが、この方が平成23年9月に亡くなられて、同じく千原在住のご家族さんの○○○○さんに相続されました。 場所としましては資料8ページ、この写真のほぼ中心部に●●●●さんの自宅がありまして、その近辺の農地です。上の方は小さい田で地番は◎◎◎◎です。下の方に2枚ありますが▲▲▲▲と△△△△の農地です。説明は以上ですが、下2枚の農地は後ほど、近所に住んでおられる▽▽▽▽さんが所有権移転をするということで、まだ農地法第3条の申請書の提出はされておきませんが、来月以降に総会にて審議させていただきますので、またよろしくお願いします。
会 長	ありがとうございました。これは今から手続きをされるんだな？
事 務 局	所有権移転の方はですね。
会 長	相続はもう済んでいる？
事 務 局	相続の方はこれで済んだということで届出がありました。

会 長	という報告でした。それでは議事については以上で終わります。 (終了後、町長への要望書について協議し、提出案件が少ないので別途町長との意見交換会を開催するように変更となった。また先進地視察(案)について提案をし、次回の8月の総会終了後に実施することになり、後日連絡することを周知して閉会)
-----	---

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名する。

会 長 山田 昇

議事録署名者 楠ヶ隆行

議事録署名者 島田裕一